

いじめの対策防止

1. 未然防止

- 定期的な児童の欠席人数把握やアンケート調査、道徳等での学習を実施するなかで発生した課題については、結果検証・改善策の検討を行い、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。
- 校区小中学校内で、いじめ防止に向けた取組の情報交換を行うなど、発達段階に応じた取組を継続的に実施する。
- 「いじめなくそうデー」については、児童の発達段階や実態に合わせて取組、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

2. 早期発見・早期対応

(ア) 早期発見

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施によって把握したいじめの実態については、担任だけでなく、「いじめの防止等の対策委員会」を中心に学校全体で情報共有を行う。

(イ) 早期対応

- 発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。
- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。まず、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復が必要である。そして、双方の当事者や周りの者(傍観者)全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻せるような様々な手立てを講じなければならない。そうすることで、その個人や集団が、新たに健全な関係を取り戻す努力に向かって踏み出すことを以て「解決」と判断することができる。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(ウ) 関係機関との連携

- 学校教育課や少年センター・子ども支援センター等、関係機関との情報交換を適宜行い、必要に応じてそれらの機関と連携した対応をとるようにする。

3. 家庭・地域との連携

- 和歌山市教育委員会「いじめ・不登校問題に関する検討委員会」発行のパンフレット「いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて」等を活用し、PTA 総会や保護者懇談会等でいじめ問題の啓発の場を設定する。

4. 継続的な指導と支援

- いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制作りを進める。